

※このしおりは奨学金申請後も大切に保管してください

高校・高専在學生と保護者のみなさんへ 2023.4

あしなが高校奨学金(給付)

高校奨学生在学募集のしおり 【2023年度】

申込みできる方

高等学校（定時制・通信制を含む）、特別支援学校高等部、高等専門学校や5年一貫制高等学校の1～3年生、大学受験資格を得られる3年制の専修学校高等課程に在学していて、次にあてはまる生徒。

保護者（父または母など）が、病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡または保護者が1級から5級の障がい認定（注1）を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。

（注1）次の障がい認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級

※高等学校専攻科、高等専門学校や5年一貫高等学校の4・5年生は専修・各種学校奨学金に申請してください。

※1998年（平成10年）4月2日以降に生まれた方が対象です。

募集人数

350人程度

申請のしめきり

2023年5月20日（消印有効）

奨学金の内容

△2023年度より奨学金の内容が変更になりました。よくご確認ください。

この奨学金は、給付型です。

ただし、高校3年生時に希望者のみ申請できる「進学仕度一時金」は貸与型です。貸与分は卒業の半年後から20年以内に返還していただきます。経済的事情などで返還困難であることが認められた場合は、返還を先に延ばすことができます（詳しくは4ページ）。

1. 奨学金の金額

月額 30,000円（給付） ※国立・公立・私立で金額は変わりません

2. 奨学金を受けられる期間

2023年4月分から卒業（最短修業年限）まで。

3. 送金方法

3か月ごとに3か月分の奨学金を、奨学生本人名義のゆうちょ銀行の口座に送金します。

お問い合わせ・申請書類送付先

一般財団法人あしなが育英会 奨学課

<http://www.ashinaga.org>

〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館4階

電話 0120-77-8565（フリーダイヤル・平日9時～16時）

FAX (03)3221-7676 メール shougaku@ashinaga.org



お問い合わせはこちら

申請から奨学生採用までの手続き

1. 「高校奨学生申請書」などの郵送

「高校奨学生申請書」など、必要な書類（詳しくは別紙）をあしなが育英会奨学課宛てに郵送してください。在学している学校を通じて郵送しても問題ありません。ご家庭から郵送する場合は、在学している学校に申請したことを必ず伝えてください。申請者の学力は問わず、一つの学校から何人でも申請できます。また、申請書はコピーをして使用してもかまいません。あしなが育英会のホームページからもダウンロードできます。

2. 審査

申請書の内容を審査し、不備があった場合は郵便などで不備照会をします。
不備照会が届いたら、期日までに回答してください。

3. 審査結果のお知らせ（2023年7月上旬）

申請者と在学高校にそれぞれ郵送でお知らせします。

SMS（ショート・メッセージ・サービス）の取り扱いについて

申請された方に重要な情報を確実かつ迅速にお伝えするため、短いメッセージを携帯電話番号あてに送受信するサービス「SMS（ショート・メッセージ・サービス）」によるご連絡をする場合があります。表示される発信元は「0120778565」（docomo/au/楽天の場合）または「0032069000」（softbank の場合）となりますのでご承知おきください。

奨学金の交付から終了まで

1. 奨学金の送金

第1回目の奨学金の送金日は7月10日（土日祝日の場合はその前日）です。ただし、審査状況により、遅れる場合もあります。

2回目以降は8月、11月、2月、5月の10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2. 学業成績表・生活状況報告書の提出（毎年度末）

毎年度末には学業成績表で進級や成績の状況を確認します。学業成績表の提出依頼は本会から学校へ直接行い、学校より本会に直接提出いただきますのでご了承ください。留年や成績が著しく不良の場合は奨学金の交付が止まる場合があります。

また、奨学生には毎年度末に生活状況報告書で一年間の学校生活について報告していただきます。生活状況報告書は、本会から奨学生に送付しますので、奨学生本人が提出してください。

定められた期日までに提出がないときは、奨学金の交付が止まる場合があります。

3. つどい（年1回・夏）

毎年夏休みに「つどい」という合宿行事を実施しています。高校奨学生は3泊4日の日程で、全国8会場で開催。大学生のリーダーや同じ地域の高校奨学生と一緒に、進路や将来について考えます。交流ゲームや班別の語り合いなどで打ち解けあい、お互いの仲が深まります。あしなが育英会は奨学生のみなさんに、高校在学中に1度はつどいに参加するようお願いしています。

4. 返還誓約書の提出、返還確認表の内容確認（交付終了時） ※進学仕度一時金利用者のみ
進学仕度一時金の貸与を受けた場合、返還誓約書の提出が必要になりますので、期日までに提出してください。

提出がない場合は、進学仕度一時金の交付資格を失い、即時返還が必要になります。

なお、返還誓約書には連帯保証人（1人）と親権者の記入が必要です。

また、高校奨学金の交付が終了するときには、返還確認票と返還用の口座振替依頼書を送りますので、交付された金額を確認して提出してください。

5. 奨学金の終了

次のことがあったときには、奨学金の交付が終了します。

- ①満了：交付期間が終了したとき。
- ②退学：学校を退学したとき。
- ③辞退：奨学金を辞退したとき。
- ④廃止：学校処分等などにより奨学生として適当でないと判断されたとき。
- ⑤成績不良：原級留置や提出物未提出等で奨学金が2年連続停止になったとき。
- ⑥休学：休学期間が3年を超えるとき。
- ⑦死亡：奨学生本人が死亡したとき。

6. 奨学金の返還

退学などにより奨学生の資格を喪失しているにも関わらず、報告を怠るなどで奨学金を受け取った場合、その間の奨学金は即時返還していただきます。

なお、進学仕度一時金（貸与）を利用した場合は、20年以内に無利子で返還していただきます。

あしなが MUFG 奨学基金 大学進学支援制度

4年制または6年制大学進学予定者対象

4年制または6年制大学へ進学を予定している本会高校奨学生3年生に対して、「あしなが MUFG 奨学基金 大学進学支援金（※）」（30万円）を給付する制度があります。申請の案内は、高校3年生の8月に送ります。審査の結果、決定者には高校3年生の10月中旬に送金します。

※株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループからのご寄付を原資とした奨学金制度です

※進学仕度一時金と同時に申請・併用はできません

進学仕度一時金制度

短期大学、専門学校進学予定者対象

短期大学、専門学校等へ進学予定の本会高校奨学生3年生に対して、「進学仕度一時金」（40万円）を貸与する制度があります。申請の案内は、高校3年生の8月に送ります。審査の結果、決定者には高校3年生の10月中旬に送金します。

返還は高校奨学金交付終了後、20年間以内に無利子で返還していただきます。

※あしなが MUFG 奨学基金 大学進学支援金と同時に申請・併用はできません

大学・専門学校・大学院奨学金制度

大学奨学金（貸与：月額4万円または5万円）、専門学校奨学金（貸与：月額4万円）制度があります。再度申請が必要なので、高校3年生の春に予約募集に申請してください。大学院奨学金（貸与：月額8万円、本会大学奨学生であった者が対象）制度もあります。

※2023年度の制度内容です

高等専門学校・5年一貫制の高等学校について

高等専門学校および5年一貫制の高等学校は、1～3年生までを高校奨学生として交付します。4・5年生の奨学金を希望する場合は専門学校奨学生制度に申請が必要なので、高校3年生の春に専修・各種学校奨学生予約募集に申請するか、4年生の春に専修・各種学校奨学生在学募集に申請してください。

一時金の返還の方法

1. 返還の期間

進学仕度一時金は、卒業の半年後から20年以内に、年に1回払・半年に1回払・毎月払のいずれかの方法で返還していただきます。

なお、大学・専門学校・大学院などに在学している間や卒業後も経済的事情などで返還が困難であることが認められた場合は、返還を一時的に停止し先に延ばすこと（猶予）ができます。

【奨学金返還の例】

進学仕度一時金40万円を利用した場合、20年で返還するときは、毎月払で約2千円となります。

2. 奨学金の利息

無利子です。

3. 返還の免除

奨学生本人が死亡、または重度障がいを負うなどで奨学金の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがあります。

【個人情報の保護について】

申請時に取得した個人情報は、奨学金交付・返還業務のために利用されます。この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、学校・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されます。

2024年度大学・短大進学予定者用

あしなが大学奨学金(無利子貸与)

大学奨学生予約募集のしおり

申込みできる方

2024年4月に大学または短期大学(※)の第1学年に進学を希望している高校3年生等で、次にあてはまる生徒。

保護者(父または母など)が、病気や災害(道路上の交通事故を除く)、自死(自殺)などで死亡または保護者が1級から5級の障がい認定(注1)を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。

(注1) 次の障がい認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級

※日本国外の大学(その日本校を含む)は対象になりません。

※現在高等専門学校5年生で、卒業後大学3年次へ編入予定の場合は、予約申請ができません。
編入後の大学奨学生在学募集で申請してください。

※専修・各種学校奨学生予約募集と、大学奨学生予約募集は同時に申請できません。

※高等専門学校もしくは5年一貫制高等学校の4、5年生は、専修・各種学校奨学生在学募集に申請してください。

※1998年(平成10年)4月2日以降に生まれた方が対象です。

募集人数

300人程度

申請のしめきり

2023年6月20日(消印有効)

奨学金の内容

△2023年度から制度内容が変わりました。よくご確認ください。

この奨学金は無利子貸与型です。

卒業の半年後から20年以内に返還していただきます。経済的事情などで返還困難であることが認められた場合は、返還を先に延ばすことができます(詳しくは4ページ)。

1. 奨学金の金額 (詳しくは4ページ)

(1)一般＝貸与月額40,000円 (2)特別＝貸与月額50,000円

【私立大学入学一時金(貸与40万円)制度もあります】

2. 奨学金を受けられる期間

2024年4月分から卒業(最短修業年限)まで。第1回目の送金は2024年6月です。

3. 送金方法

3か月ごとに3か月分の奨学金を、奨学生本人名義のゆうちょ銀行の口座に送金します。

お問い合わせ・申請書類送付先

一般財団法人あしなが育英会 奨学課

<http://www.ashinaga.org>

〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館4階

電話 0120-77-8565(フリーダイヤル・平日9時～16時)

FAX (03)3221-7676 メール shougaku@ashinaga.org



お問い合わせはこちら

申請から奨学生採用までの手続き

下記の1～6の中で(☆)の印があるところが
申請者または保護者が行う手続きです

1. (☆)メールアドレスの登録

奨学金説明会と面接試験については、メールと特設サイトでご連絡します。右記のQRをスマートフォンで読み取ってメールアドレスを登録してください。登録後、自動返信メールが届きますので、メールに記載された申請コード(DYで始まる英数字)を申請書に記入してください。説明会・面接試験の詳細がわかる特設サイトのURLも返信メールに記載されていますので、お問い合わせの前に必ず確認してください。



あしなが育英会からは、「shougaku@ashinaga.org」か「一般財団法人あしなが育英会(no-reply@harutaka.jp)」からメールを送ります。書類審査の段階でも、確認や不備の連絡などをする場合もあるので、あしなが育英会からメールが届いたらすぐに内容を確認してください。また、迷惑メールフォルダに入っていないか注意してください。

※no-reply@harutaka.jpのアドレスは送信専用のため、返信できません。

2. (☆)「大学奨学生申請書」などの郵送(2023年6月20日消印有効)

「大学奨学生申請書」など必要な書類(詳しくは別紙)を、あしなが育英会奨学課宛てに郵送してください。在学している学校を通じての郵送でも問題ありません。なお、申請書は、コピーもしくはあしなが育英会のホームページからダウンロードしたものを使用してもかまいません。

3. (☆)書類審査と説明会・面接試験(参加必須)

書類審査に通った人に対し、大学奨学金説明会と面接試験を行います。

書類審査の結果と説明会・面接試験の詳細は8月上旬に、メールと特設サイトにてお伝えします。郵送でもお知らせしますが、申請者住所のみにお送りします。

① 日程 2023年9月23日(土)、24日(日)のうち1日、9時から17時までの間
※説明会(全員参加必須)は9時から1時間半程度実施。その後17時までの間に
個人面接を20分程度行います(個々で開始時間が異なります)。

② 方法 下記のとおりオンラインで実施(パソコンまたはスマートフォン等で参加)

説明会: Zoomを使用(1時間程度)

面接試験: harutakaというウェブ面接サービスを使用(20分程度の個人面接)

③ 事前準備 Zoomは出来るだけアプリをインストールして、慣れていない方は一度ご自分で使用してみてください。また、harutakaについては、メールの案内にしたがって、事前にフォームの回答と接続確認を行ってください。

4. 選考結果のお知らせ(2023年11月中)

申請者および在学(卒業)学校長に郵送でお知らせします。

5. (☆)正式採用手続書類の提出(2024年4月20日まで)

予約採用決定者が奨学生として正式に採用されるには、「在学証明書・奨学金振込指定口座」や「奨学金申請にともなう誓約書」などを提出しなければなりません。これらの提出書類は2024年3月下旬に送りますので、4月20日までに返送してください。

6. 奨学生採用のお知らせ(2024年6月上旬)

正式採用手続書類の提出があった学生に対し、申請者と在学(在学)にそれぞれ郵送でお知らせします。

SMS(ショート・メッセージ・サービス)の取り扱いについて

申請された方に重要な情報を確実かつ迅速にお伝えするため、短いメッセージを携帯電話番号あてに送受信するサービス「SMS(ショート・メッセージ・サービス)」によるご連絡をする場合があります。表示される発信元は「0120778565」(docomo/au/楽天の場合)または「0032069000」(softbankの場合)となりますのでご承知おきください。

奨学金の交付から終了まで

1. 奨学金の送金

第1回目の奨学金の送金日は入学後の6月10日（土日祝日の場合はその前日）です。
私立大学入学一時金（貸与40万円）は、第1回目の奨学金と同時に決定者へ送金されます。
2回目以降の送金は8月、11月、2月、5月の10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2. 奨学金返還誓約書の提出（2024年7月上旬まで）

奨学金返還誓約書を奨学生採用のお知らせと一緒に送りますので、期日までに提出してください。提出がない場合は、奨学金の交付が終了しますのでご注意ください。なお、奨学金返還誓約書には連帯保証人（1人）と親権者（2024年4月時点で18歳未満の場合）の記入が必要です。

3. 学業成績表・生活状況報告書の提出（毎年度末）、返還確認票の内容確認（交付終了時）

毎年度末には学業成績表で進級や成績の状況を確認します。学業成績表の提出依頼は本会から学校へ直接行い、学校より本会に直接提出いただきますのでご了承ください。留年や成績が著しく不良の場合は奨学金の交付が止まる場合があります。

また、奨学生には毎年度末に生活状況報告書で一年間の学校生活について報告していただきます。生活状況報告書は、本会から奨学生に送付しますので、奨学生本人が提出してください。

定められた期日までに提出がないときは、奨学金の交付が止まる場合があります。

なお、奨学金の交付が終了するときには、返還確認票と返還用の口座振替依頼書を送りますので、交付された奨学金の金額を確認して提出してください。

4. 大学奨学生との約束事項

大学奨学生には、特別な事情がない限り毎年春と秋に全国で行われる「あしなが学生募金」への参加を約束いただいています。また、ぜひお願いしたいこととして「大学奨学生のつどい」への参加と、「高校奨学生のつどい」でリーダー役になることの2つがあります。詳細については、説明会・面接試験で説明します。

5. 奨学金の終了

次のことがあったときには、奨学金の交付が終了します。

- ①満了：交付期間が終了したとき。
- ②退学：学校を退学したとき。
- ③辞退：奨学金を辞退したとき。
- ④廃止：学校処分等などにより奨学生として適当でないと判断されたとき。
- ⑤成績不良：原級留置や提出物未提出等で奨学金が2年連続停止になったとき。
- ⑥休学：休学期間が2年を超えるとき。
- ⑦死亡：奨学生本人が死亡したとき。

6. 奨学金の返還

退学などにより奨学生の資格を喪失しているにも関わらず、報告を怠るなどで奨学金を受け取った場合、その間の奨学金は即時返還していただきます。

なお、在籍中に交付された奨学金は、通常どおり20年以内に無利子で返還していただきます。

奨学金の返還の方法

1. 返還の期間

奨学金は、卒業の半年後から20年以内に、年に1回払・半年に1回払・毎月払のいずれかの方法で返還していただきます。なお、卒業後も経済的事情などで返還が困難であることが認められた場合は、返還を一時的に停止し先に延ばすこと（猶予）ができます。

【奨学金返還の例】

月額4万円の奨学金を4年間利用した場合、貸与総額は192万円になります。

20年で返還するときは、毎月払で約8千円となります。

2. 奨学金および入学一時金の利息

無利子です。

3. 返還の免除

奨学生本人が死亡、または重度心身障がいを負うなどで奨学金の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがあります。

大学奨学金特別制度

経済的に特に困っていると認められる大学奨学生に対し、その者の申請により選考の上、奨学金月額を50,000円とする「大学奨学金特別制度」があります。申請書は正式採用手続書類（3月下旬送付）に同封します。

私立大学入学一時金制度

予約採用決定者で、私立大学・短期大学に入学した人に対して「私立大学入学一時金」（40万円）を貸与する制度があります。申請書は予約採用決定通知（2023年11月中送付）に同封します。選考の結果、決定者には入学後の6月10日（土日祝日の場合はその前日）に送金予定です。返還は大学奨学金に含まれます。

あしながMUFG奨学基金 理系大学生支援制度

2024年4月に4年制または6年制大学の理系学科に入学した本会大学奨学生1年生に対して、「あしながMUFG奨学基金 理系大学生支援金（※）」（月額40,000円）を給付する制度があります。申請が必要なので、くわしい案内は、本会大学奨学生として採用された方に送ります（6月頃）。

学科を確認した結果、決定者には9月以降に4月分までさかのぼって送金します。なお、対象となる理系学科については本会の専用ホームページで説明していますので、右記のQRから確認してください。

※株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループからのご寄付を原資とした奨学金制度です

基金専用
サイト



●大学生のための学生寮「あしなが心塾」（東京）・「虹の心塾」（神戸）

東京都日野市の「あしなが心塾（こころじゅく）」と兵庫県神戸市の「虹の心塾」の2つの学生寮を運営しています。くわしくは別紙の心塾パンフレットでご確認ください。心塾に関するお問い合わせは、各心塾に直接ご連絡ください。

【個人情報の保護について】

申請時に取得した個人情報は、奨学金交付・返還業務のために利用されます。この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、学校・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されます。

2024年度専修・各種学校進学予定者用

あしなが専修・各種学校奨学金(無利子貸与)

専修・各種学校奨学生予約募集のしおり

申込みできる方

2024年度に専修学校や各種学校へ進学、もしくは高等専門学校や5年一貫制高等学校の4年生に進級を希望している高校3年生等で、次にあてはまる生徒。

保護者（父または母など）が、病気や災害（道路上の交通事故を除く）、自死（自殺）などで死亡または保護者が1級から5級の障がい認定（注1）を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。

（注1）次の障がい認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級

※専修・各種学校奨学生予約募集と、大学奨学生予約募集は同時に申請できません。

※修業年限1年未満の学校や、無認可校、職業能力開発施設は対象になりません。

※1998年（平成10年）4月2日以降に生まれた方が対象です。

募集人数 100人

申請のしめきり 2023年6月20日（消印有効）

奨学金の内容

△2023年度から制度内容が変わりました。よくご確認ください。

この奨学金は無利子貸与型です。卒業の半年後から20年以内に返還していただきます。経済的事情などで返還困難であることが認められた場合は、返還を先に延ばすことができます（詳しくは4ページ）。

1. 奨学金の金額

貸与月額 40,000円

2. 奨学金を受けられる期間

2024年4月分から卒業（最短修業年限）まで。第1回目の送金は2024年6月です。

3. 送金方法

3か月ごとに3か月分の奨学金を、直接本人名義のゆうちょ銀行の口座に送金します。

お問い合わせ・申請書類送付先

一般財団法人あしなが育英会 奨学課

<http://www.ashinaga.org>

〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館4階

電話 0120-77-8565（フリーダイヤル・平日9時～16時）

FAX (03)3221-7676 メール shougaku@ashinaga.org



お問い合わせはこちら

申請から奨学金採用までの手続き

※下記の1～6の中で(☆)の印があるところが
申請者または保護者が行う手続きです。

1. (☆)メールアドレスの登録

申請後、フォームの提出が必要になりますが、そちらについては、メールと特設サイトでご連絡します。右記の QR をスマートフォンで読み取ってメールアドレスを登録してください。登録後、完了メールが届きますので、メールに記載された申請コード(SYで始まる英数字)を申請書に記入してください。



あしなが育英会からは、「shougaku@ashinaga.org」か「一般財団法人あしなが育英会(no-reply@harutaka.jp)」からメールを送ります。書類審査の段階でも、確認や不備の連絡などをする場合もあるので、あしなが育英会からメールが届いたらすぐに内容を確認してください。また、迷惑メールフォルダに入っていないか注意してください。

※no-reply@harutaka.jp のアドレスは送信専用のため、返信できません。

2. (☆)「専修・各種学校奨学生申請書」などの郵送(2023年6月20日消印有効)

「専修・各種学校奨学生申請書」など必要な書類(詳しくは別紙)を、同封の封筒に入れてあしなが育英会奨学課宛てに郵送してください。在学している学校を通じて郵送しても問題ありません。申請者の学力は問わず、一つの学校から何人でも申請できます。また、申請書はコピーを使用してもかまいません。あしなが育英会のホームページからもダウンロードできます。

3. フォームの提出(2023年7月中)

申請書があしなが育英会に届いた方には、6月20日以降、登録されたメールアドレスにフォーム提出のご案内をします。届いたメールの指示に従って、フォームをご提出下さい。フォーム内には質問に動画で答える箇所がありますが、通常のスマートフォンやパソコンのカメラで撮影・提出が可能です。提出期限は7月末までです。

※詳しい内容は特設サイト(メールアドレス登録時の返信メールに URL があります)でご確認ください。

4. 審査結果の通知(2023年11月中)

申請者および在学(卒業)学校長に郵送でお知らせします。

5. (☆)進学校決定の報告

予約採用が決定した人には、「進学校内定届」を審査結果通知に同封しますので、進学する専修学校・各種学校が決まり次第、返送してください。

6. (☆)正式採用手続書類の送付(2024年3月下旬)と提出(4月20日)

予約採用決定者が奨学生として正式に採用されるには「在学証明書・奨学金振込指定口座」や「奨学金申請にともなう誓約書」などを提出しなければなりません。これらの提出書類は2024年3月下旬に送りますので、4月20日までに返送してください。

7. 奨学生採用のお知らせ(2024年6月上旬)

正式採用手続書類が完了した方に対し、申請者と在学(在学)にそれぞれ郵送でお知らせします。

SMS(ショート・メッセージ・サービス)の取り扱いについて

申請された方に重要な情報を確実かつ迅速にお伝えするため、短いメッセージを携帯電話番号あてに送受信するサービス「SMS(ショート・メッセージ・サービス)」によるご連絡をする場合があります。表示される発信元は「0120778565」(docomo/au/楽天の場合)または「0032069000」(softbankの場合)となりますのでご承知おきください。

奨学金の交付から終了まで

1. 奨学金の送金

第1回目の奨学金の送金日は入学後の6月10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2回目以降の送金は8月、11月、2月、5月の10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2. 奨学金返還誓約書の提出（2024年7月上旬まで）

奨学金返還誓約書を奨学生採用のお知らせと一緒に送りますので、期日までに提出してください。提出がない場合は、奨学金の交付が終了しますのでご注意ください。なお、奨学金返還誓約書には連帯保証人（1人）が必要です。

3. 学業成績表・生活状況報告書の提出（毎年度末）、返還確認票の内容確認（交付終了時）

毎年度末には学業成績表で進級や成績の状況を確認します。学業成績表の提出依頼は本会から学校へ直接行い、学校より本会に直接提出いただきますのでご了承ください。留年や成績が著しく不良の場合は奨学金の交付が止まる場合があります。

また、奨学生には毎年度末に生活状況報告書で一年間の学校生活について報告していただきます。生活状況報告書は、本会から奨学生に送付しますので、奨学生本人が提出してください。

定められた期日までに提出がないときは、奨学金の交付が止まる場合があります。

なお、奨学金の交付が終了するときには、返還確認票と返還用の口座振替依頼書を送りますので、交付された奨学金の金額を確認して提出してください。

4. 専修・各種学校奨学生へのお願い

専修・各種学校奨学生にお願いしていることとして、毎年春と秋に全国で行われる「あしなが学生募金」、毎年夏ごろ実施している「大学/専修・各種学校奨学生のつどい」への参加があります。

5. 奨学金の終了

次のことがあったときには、奨学金の交付が終了します。

- ①満了：交付期間が終了したとき。
- ②退学：学校を退学したとき。
- ③辞退：奨学金を辞退したとき。
- ④廃止：学校処分等などにより奨学生として適当でないと判断されたとき。
- ⑤成績不良：原級留置や提出物未提出等で奨学金が2年連続停止になったとき。
- ⑥休学：休学期間が2年を超えるとき。
- ⑦死亡：奨学生本人が死亡したとき。

6. 奨学金の返還

退学などにより奨学生の資格を喪失しているにも関わらず、報告を怠るなどで奨学金を受け取った場合、その間の奨学金は即時返還していただきます。

なお、在籍中に交付された奨学金は、通常どおり20年以内に無利子で返還していただきます。

奨学金の返還の方法

1. 返還の期間

卒業の半年後から20年以内に、年に1回払・半年に1回払・毎月払のいずれかの方法で返還していただきます。

なお、卒業後も経済的事情などで返還が困難であることが認められた場合は、返還を一時的に停止し先に延ばすこと（猶予）ができます。

【奨学金返還の例】

月額4万円の奨学金を2年間利用した場合、貸与総額は96万円になります。

20年で返還するときは、毎月払で約4千円となります。

2. 奨学金の利息

無利子です。

3. 返還の免除

奨学生本人が死亡、または重度心身障がいを負うなどで奨学金の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがあります。

【個人情報の保護について】

申請時に取得した個人情報は、奨学金交付・返還業務のために利用されます。この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、学校・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されます。